

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、厚生年金基金について、その新設を行うことができないこととすること、他の企業年金制度等への移行を促進しつつ、解散の特例を導入すること等の措置を講ずるとともに、国民年金について第三号被保険者に関する記録の不整合期間の保険料の納付を可能とする等の措置を講ずるものとする。

第二 厚生年金保険法の一部改正

- 一 厚生年金基金及び企業年金連合会に係る規定を削除すること。
- 二 一の改正に伴う所要の規定の整備を行うこと。

第三 確定給付企業年金法の一部改正

- 一 企業年金連合会に関する規定の整備
 - 1 事業主等は、確定給付企業年金の中途脱退者及び終了制度加入者等に係る老齢給付金の支給を共同して行うとともに、積立金の移換を円滑に行うため、企業年金連合会（以下「連合会」という。）を

設立することができるものとする。 (第九十一条の二関係)

2 連合会の業務は、次に掲げるものとする。 (第九十一条の十八関係)

ア 確定給付企業年金の中途脱退者又は終了制度加入者等からの申出により脱退一時金相当額又は残余財産の移換を受け、これらの者又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うものとする。

イ 連合会が老齢給付金の支給に関する義務を負っている者からの申出に基づき、確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る積立金を移換することができるものとする。

ウ 事業主等が支給する年金給付及び一時金につき一定額が確保されるよう、事業主等の拠出金等を原資として、事業主等の積立金の額を付加することができるとすること。

エ その他必要な業務を行うこと。

二 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等に関する規定の整備その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 国民年金法の一部改正

一 第三号被保険者であった者からの届出

第三号被保険者であった者は、第二号被保険者の被扶養配偶者でなくなったことについて、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬものとする。 (第十二条の二第一項関係)

二 共済組合等又は健康保険組合に対する資料の提供の求め

厚生労働大臣は、共済組合等又は健康保険組合に対し、国家公務員共済組合法等の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員等又は健康保険組合の被保険者の氏名及び住所その他の事項につき、必要な資料の提供等を求めることができるものとする。 (第一百八条第一項関係)

三 共済組合等からの情報の提供

共済組合等は、厚生労働大臣に対し、その組合員又は加入者が第二号被保険者でなくなったことに関して必要な情報の提供を行うものとする。 (第一百八条の二の二関係)

四 第三号被保険者としての被保険者期間の特例

昭和六十一年四月から第十の二に規定する日の属する月の前月までの間にある第三号被保険者期間のうち、第一号被保険者期間として記録の訂正がなされた期間（以下「不整合期間」という。）を有する

者は、厚生労働大臣に対し、その不整合期間のうち当該訂正がなされたときにおいて保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間（以下「時効消滅不整合期間」という。）について届出を行うことができるものとする。この場合において、届出の日以後、当該届出に係る時効消滅不整合期間（以下「特定期間」という。）を老齡基礎年金等の受給資格期間に算入できる期間とみなすものとする。

（附則第九条の四の二関係）

五 特定保険料の納付

特定期間を有する者は、第十二の二の政令で定める日の翌日から起算して三年を経過する日（以下「特定保険料納付期限日」という。）までの間において、厚生労働大臣の承認を受け、当該特定期間のうち、五十歳以上六十歳未満の期間（六十歳未満の者である場合には、承認の日の属する月前十年以内の期間）について、特定保険料（各月の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額のうち最も高い額（承認の日の属する月前十年以内の期間にあつては、当該加算した額）をいう。以下同じ。）の納付を可能とするものとする。 （附則第九条の四の三関係）

六 特定受給者の老齡基礎年金等の特例

第十の二に規定する日において時効消滅不整合期間となった期間が第三号被保険者期間であるものとして老齡基礎年金等を受給している者（以下「特定受給者」という。）については、特定保険料納付期限日の属する月までの間、当該時効消滅不整合期間を保険料納付済期間とみなすものとする。 （附則第九条の四の四関係）

七 特定保険料納付期限日の属する月の翌月以後の特定受給者の老齡基礎年金の額

特定受給者に支給する特定保険料納付期限日の属する月の翌月以後の月分の老齡基礎年金の額については、訂正後年金額（国民年金法第二十七条の規定等に基づき計算される老齡基礎年金の額をいう。）が減額下限額（不整合期間を保険料納付済期間とみなして国民年金法第二十七条の規定等に基づき計算される老齡基礎年金の額の百分の九十に相当する額をいう。）に満たないときは、減額下限額とするものとする。 （附則第九条の四の五関係）

八 不整合期間を有する者の障害基礎年金等に係る特例

第十の二に規定する日において不整合期間であつた期間が第三号被保険者期間であるものとして障害基礎年金又は遺族基礎年金等を受給している者について、当該不整合期間を保険料納付済期間とみなす

ものとする。 (附則第九条の四の六関係)

九 その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和六十年法律第三十四号) の一部改正

一 障害基礎年金等の保険料納付要件に係る特例措置の延長

障害基礎年金、障害厚生年金、遺族基礎年金及び遺族厚生年金について、直近一年間に保険料未納がないときは、保険料納付要件を満たしているとする特例を十年間延長し、平成三十八年三月までとすること。 (附則第二十条及び第六十四条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 国民年金法等の一部を改正する法律 (平成十六年法律第四百号) の一部改正

一 国民年金の保険料の免除の特例の延長

三十歳未満の第一号被保険者等であつて本人及び配偶者の所得が一定以下のものに係る国民年金の保険料の免除の特例を十年間延長し、平成三十七年六月までとすること。 (附則第十九条第二項関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第七 存続厚生年金基金の解散に係る特例等

一 存続厚生年金基金

この法律による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）の規定により設立された厚生年金基金であつてこの法律の施行の際現に存するものは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、存続厚生年金基金としてなお存続するものとする。 （改正法附則第四条 関係）

二 存続厚生年金基金が解散しようとするときに要する代議員会の議決

存続厚生年金基金が解散しようとするときに要する代議員会の議決について、代議員の定数の三分の二以上の多数によるものとする。 （改正法附則第五条第三項関係）

三 存続厚生年金基金の解散に伴う責任準備金相当額の徴収等

1 政府は、存続厚生年金基金が解散したときは、その解散した日において当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者に係る責任準備金相当額を当該存続厚生年金基金から徴収するものとする。 （改正法附則第八条関係）

2 改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可を受けた存続厚生年金基金は、解散に係る厚生労働大臣の認可等の前においても、政府が徴収することとなる責任準備金相当額の全部又は一部を前納することができるとすること。（改正法附則第十条関係）

四 自主解散型基金が解散した場合の責任準備金相当額の特例

1 施行日から起算して五年を経過する日までの間に限り、解散をしようとする存続厚生年金基金であつて当該解散をしようとする日において年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回っていると見込まれるもの（以下「自主解散型基金」という。）は、厚生労働大臣に対し、責任準備金相当額の減額の認定を申請することができるものとする。 （改正法附則第十一条第一項及び第二項関係）

2 当該認定の申請をした自主解散型基金は、加入員又は加入員であつた者の老齢に関する年金たる給付（改正前厚生年金保険法第三百三十二条第二項に規定する額に相当する分を除く。）等について、当該申請をした日の属する月の翌月からその全額につき支給を停止しなければならないものとする。 （改正法附則第十一条第三項関係）

3 厚生労働大臣は、当該申請をした自主解散型基金が業務の運営について相当の努力をしたものとし

て政令で定める要件に適合すると認めるときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴いた上で、1の認定をするものとする。 (改正法附則第十一条第五項及び第六項関係)

4 政府は、認定を受けた自主解散型基金が解散したときは、責任準備金相当額に代えて、減額責任準備金相当額を当該自主解散型基金から徴収するものとする。 (改正法附則第十一条第七項関係)

5 厚生労働大臣は、政府が当該自主解散型基金から減額責任準備金相当額を徴収するときは、当該自主解散型基金の名称並びに責任準備金相当額及び減額責任準備金相当額等を公表するものとする。 (改正法附則第十一条第八項関係)

五 自主解散型納付計画の承認を受けて解散した場合における責任準備金相当額の納付の猶予等

1 施行日から起算して五年を経過する日までの間において、自主解散型基金及びその設立事業所の事業主は、それぞれ、責任準備金相当額のうち自らが納付すべき額の納付に関する計画 (以下「自主解散型納付計画」という。)を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、当該自主解散型納付計画について適当である旨の承認を受けることができるものとする。 (改正法附則第十二条第一項及び第

二項関係)

2 四の2は、前項の承認の申請をした自主解散型基金について準用するものとする。 (改正法附則第十二条第六項関係)

3 厚生労働大臣は、自主解散型納付計画の承認の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる全ての要件に適合すると認めるときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴いた上で、その承認をするものとする。 (改正法附則第十二条第七項及び第九項関係)

ア 当該自主解散型基金が当該申請の日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件に適合すること。

イ 自主解散型納付計画の納付の猶予を受けようとする期間が五年以内 (五年以内に納付することができないやむを得ない理由があると認められるときは、十年以内) であることその他当該事業主が自ら納付すべき額を確実に納付するために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に適合すること。

4 3の承認を受けた自主解散型基金が解散したときは、政府は、当該自主解散型基金から当該解散した日における年金給付等積立金の額を徴収し、その設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当

該年金給付等積立金の額を控除した額を当該事業主の自主解散型納付計画に基づき徴収するものとする。 (改正法附則第十三条第一項関係)

5 厚生労働大臣は、責任準備金相当額の納付の猶予がされた期間内にその猶予がされた額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、その納付の猶予を受けようとする期間の延長その他の自主解散型納付計画の変更を承認することができるものとする。ただし、その期間は既に当該事業主につき自主解散型納付計画に基づいて猶予した期間と併せて十五年(当該自主解散型基金が、自主解散型納付計画の申請の日までに業務の運営について著しく努力をしたこと等について厚生労働大臣による認定を受けたものである場合の当該自主解散型基金の設立事業所の事業主にあつては、三十年)を超えることができないものとする。 (改正法附則第十四条第一項関係)

6 政府は、責任準備金相当額の納付を猶予したときは、当該自主解散型基金が解散をした年度における国債の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率を用いて計算した加算金を当該自主解散型基金の設立事業所の事業主から徴収するものとする。 (改正法附則第十六条関係)

六 清算型基金の指定

1 施行日から起算して五年を経過する日までの間に限り、厚生労働大臣は、その事業の継続が著しく困難なものとして政令で定める要件に適合する存続厚生年金基金であつて、業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件に適合すると認められたものを、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴いた上で、清算型基金として指定することができるものとする。 (改正法附則第十九条第一項から第三項まで関係)

2 四の2は、清算型基金について準用するものとする。 (改正法附則第十九条第六項関係)

3 清算型基金は、清算に関する計画 (以下「清算計画」という。)を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、その承認を受けなければならないものとし、清算計画に対する厚生労働大臣の承認を受けるときに解散するものとする。 (改正法附則第十九条第七項及び第九項関係)

七 清算型基金が解散した場合における責任準備金相当額の特例及び責任準備金相当額の納付の猶予等

1 清算型基金が解散した場合における責任準備金相当額の特例について、四に準じた規定の整備を行うこと。 (改正法附則第二十条関係)

2 清算型基金が解散した場合における責任準備金相当額の納付の猶予について、五に準じた規定の整

備を行うこと。（改正法附則第二十一条から第二十四条まで関係）

八 施行日前に解散した特定基金に係る責任準備金相当額の納付の猶予の特例

施行日前に解散した特定基金が清算未了特定基金型納付計画の承認を受けた場合における責任準備金相当額の納付の猶予について、五に準じた規定の整備を行うこと。（改正法附則第三十条から第三十二条まで関係）

九 施行日から五年を経過した日以後における解散命令の特例

施行日から起算して五年を経過した日以後において、存続厚生年金基金が次の各号のいずれにも該当するときは、厚生労働大臣は、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴いた上で、当該存続厚生年金基金の事業の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときに該当するものとみなして、当該存続厚生年金基金の解散を命ずることができるものとする。こと。（改正法附則第三十三条関係）

1 存続厚生年金基金の事業年度の末日（以下「基準日」という。）における年金給付等積立金の額が、当該基準日における当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る政令で定めるところにより算出した責任準備金相当額に一・五を乗じて得た額を下回るとき。

2 基準日における年金給付等積立金の額が、次に掲げる額の合計額を下回るとき。

ア 当該基準日における当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る責任準備金相当額

イ 当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者について当該基準日までの加入員であった期間に係る年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用の額の予想額を計算し、これらの予想額の合計額の現価として厚生労働大臣の定めるところにより計算した額

十 存続厚生年金基金の残余財産の確定給付企業年金又は独立行政法人勤労者退職金共済機構への交付

1 施行日以後に解散した存続厚生年金基金は、その設立事業所が確定給付企業年金の実施事業所となつている場合、又は実施事業所となる場合には、当該設立事業所に使用される者に分配すべき残余財産の当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等への交付を申し出ることができるものとする。

(改正法附則第三十五条関係)

2 施行日以後に解散した存続厚生年金基金は、その設立事業所の事業主がその雇用する解散基金加入員を中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者として退職金共済契約を締結した場合、

又は解散する前から引き続き締結している場合には、当該退職金共済契約の被共済者である解散基金加入員に分配すべき残余財産のうち被共済者持分額の範囲内の額の交付を独立行政法人勤労者退職金共済機構に申し出ることができるとすること。（改正法附則第三十六条関係）

十一 その他存続厚生年金基金の解散に係る特例等に係る所要の規定の整備を行うこと。

第八 存続連合会

一 改正前厚生年金保険法の規定による企業年金連合会の存続

改正前厚生年金保険法の規定により設立された企業年金連合会であつてこの法律の施行の際現に存するものは、施行日以後も、存続連合会としてなお存続するものとする。 （改正法附則第三十七条関係）

二 存続連合会の行う業務

1 存続連合会は、施行日後に存続厚生年金基金の中途脱退者若しくは解散基金加入員等又は確定給付企業年金の中途脱退者若しくは終了制度加入者等からの申出により脱退一時金相当額又は残余財産の移換を受け、これらの者又はその遺族について存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支

給を行うものとする。 (改正法附則第四十条第一項関係)

2 存続連合会は、厚生労働大臣の認可を受けて、存続厚生年金基金に対し、改正前確定給付企業年金法第百十一条第二項の承認若しくは同法第百十二条第一項の認可を受けるために要する費用又は改正前厚生年金保険法第百四十四条の五第一項の規定による年金給付等積立金若しくは同条第四項の規定による残余財産の移換に要する費用を助成する事業等を行うことができるものとする。 (改正法

附則第四十条第四項関係)

3 その他必要な業務を行うこと。

三 存続連合会の解散等

1 存続連合会は、連合会の成立の時に、解散するものとする。 (改正法附則第七十条第一

項関係)

2 存続連合会は、解散したときは、基金中途脱退者及び解散基金加入員等 (以下「基金中途脱退者等」という。) に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を免れるものとする。

(改正法附則第七十条第二項関係)

3 存続連合会は、解散したときは、当該存続連合会の残余財産（基金中途脱退者等又はその遺族に關して行う業務に係るものに限る。）を基金中途脱退者等に分配しなければならないものとする事。
（改正法附則第七十条第三項關係）

4 存続連合会が解散したときは、2及び3に掲げる義務を除き、その一切の権利及び義務は、その時において連合会が承継するものとする事。（改正法附則第七十条第四項關係）

5 第七の三の1は、存続連合会が解散した場合について準用するものとする事。（改正法附則第七十二条關係）

6 1により解散した存続連合会は、基金中途脱退者等に分配すべき残余財産の交付を連合会に申し出ることが出来るものとする事。（改正法附則第七十五条第一項關係）

四 その他存続連合会に係る所要の規定の整備を行う事。

第九 連合会の業務の特例

連合会は、第三による改正後の確定給付企業年金法の規定による業務のほか、基金中途脱退者等に対する残余財産の分配を行う事又は基金中途脱退者等について年金たる給付若しくは一時金たる給付の支給

等を行うことができるものとする。 (改正法附則第七十八条関係)

第十 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行すること。

一 第五及び第六 この法律の公布の日

二 第四の二から八まで この法律の公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第四の一 この法律の公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

第十一 検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、この法律により改正された国民年金法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十二 第四の改正に伴う経過措置

一 障害基礎年金等の支給に関する経過措置

この法律の公布の日（以下「公布日」という。）以後に初診日がある者に係る障害基礎年金等及び公布日以後に死亡した者に係る遺族基礎年金等の支給について、所要の経過措置を設けること。（改正法

附則第九十七条関係）

二 特定保険料の納付に関する経過措置

第四の五は、第十の二に規定する日から起算して一年九月を超えない範囲内において政令で定める日

までは、適用しないものとする。こと。（改正法附則第九十八条関係）

第十三 関係法律の一部改正

その他関係法律について所要の規定の整備を行うとともに、この法律の施行に関し、所要の経過措置を定めること。